

所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業
公募型プロポーザル募集要領

令和6年1月

所沢市環境クリーン部

所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業 公募型プロポーザル募集要領

1. 趣旨

本市は令和2年11月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制やエネルギーの地産地消に取り組んでいる。

本要領は、市が所有する公共施設等に設計、施工、維持管理を含む包括リース方式によって太陽光発電設備を設置し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 事業候補施設

別紙1のとおり。

(4) 担当部署

郵便番号：〒359-8501

住 所：埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

担 当：所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電 話：04-2998-9133

F A X：04-2998-9394

メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

なお、本事業は、国の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」の活用を前提とするものであり、補助規定に沿ったものとする。ただし、同等以上の補助率のその他の補助事業についても、活用を妨げるものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同企業体（共同企業体を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同企業体の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同企業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。なお、共同企業体の場合は全ての構成法人が下記（2）～（5）の要件を満たすこと。

すこと。

- (2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人とする。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況を有すること。
- (4) 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - オ 市区町村税を滞納している者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
 - キ 当該市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種、第二種または第三種電気主任技術者上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力企業の者が有していれば足りる。その他、遵守すべき関連法令等に基づく有資格者が必要な場合は、その資格を有する者を体制の中に含めること。なお、工事を行う際には、必要となる有資格者により工事を行うこと。

4. 必要資料の提供

企画提案書の作成のために市が提供する資料のうち、建築及び電気図面、構造計算書（残存する3施設のみ）、現在の電力契約の情報、10年以内に屋根及び屋上改修工事を実施した施設の施工図面は、市提供資料に関する誓約書（様式1）の提出があった事業者に別途DVD-Rで提供する。参加を希望する事業者（共同企業体の場合はその代表構成員）はプロポーザル公募開始後速やかに、市提供資料に関する誓約書、DVD-Rの必要部数及び郵送先を、2（4）担当部署に記載の連絡先に電子メールで

送付すること。

5. 提出書類

原則として、紙資料にて提出する。ただし、(4)については、データを保存した電子媒体(CD-R)でも提出すること。また、以下(1)～(4)の他に所沢市が別途書類の提出を求めることがある。その場合の提出方法は市の指示に従うこと。

(1) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書

ア 単独の法人の場合

㊦プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書(様式2)

イ 共同企業体の場合

㊦共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書(様式3)

㊧共同企業体協定書(様式3-1)

㊨共同企業体構成員構成表(様式3-2)

(2) 会社概要

会社概要調書(様式4)に必要事項を記入し、提出する。共同企業体の場合は全ての構成員分を提出すること。

(3) 参加資格に係る書類

共同企業体の場合は以下のアを除き全ての構成員分を提出すること。

ア 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

イ 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの)

ウ 誓約書(様式5)

エ 決算報告書(貸借対照表及び損益計算書、直近3年分)

オ 会社・法人の登記事項証明書(現在事項全部証明書、発行日から3か月以内のもの)

カ 納税証明書(法人税・消費税・地方消費税、滞納がないことがわかる、発行日から3か月以内のもの)

キ 市内に事業所を有する場合のみ、市税の納税証明書(市民税・固定資産税・軽自動車税・事業所税・都市計画税、滞納がないことがわかる、発行日から3か月以内のもの)

(4) 企画提案書

ア 企画提案書表紙(様式6)

イ 事業実施内容(任意様式・様式7-1～7-9)

ウ 事業実施体制(任意様式)

エ 類似業務経歴書(様式8)

オ 独自提案書(様式9)

6. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること(補助の対象・対象外が判別できるよう作成すること)。

(1) 事業の実施内容（任意様式）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備の容量

各施設における想定設備の出力（太陽光発電設備の定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））及び年間発電容量（kWh）を検討すること。

ウ 蓄電池設備の容量

別紙2に示す、非常時に必要な電力を1日分確保するために、各施設における蓄電池の出力（kW）及び容量（kWh）を検討すること。なお、別紙2の内容は、現時点での施設の希望であり、詳細は事業予定者との協議において決定する。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量（kWh）を検討すること。
- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.289kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 余剰電力量

- ・各施設において自家消費できない発電量（余剰電力量（kWh））を検討すること。
- ・余剰電力量は1年間の総量を算出すること。
- ・余剰電力を活用して電気料金を低減させる又は市域の二酸化炭素排出量を低減させる方法の提案にも期待している。

カ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m²又はkg/m²）を記載すること。

キ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、災害等発生時に避難所等の運営又は業務を維持するために利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給、停電時に必要な機器の操作及び配線作業等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

ク リース料金及び発電設備導入前後の自家消費に伴う電気料金削減効果（参考見積）

- ・リース料金は事業期間中一定とし、市より提示した上限価格をもとに、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）」を活用した場合及び活用しない場合の料金を提案すること。
- ・10年間のリース料金の総額の上限価格は935,320千円とする。リース料金は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。
- ・リース料金の内訳として、事業費内訳（様式7-1～7-9）を作成すること。なお、補助対象部分と対象外部分を分けて算出すること。
- ・自家消費に伴う電気料金削減効果の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること（運転期間最長10年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと）。

ケ 事業シミュレーション

- ・事業期間終了後、市が設備の無償譲渡を受けて20年間設備を運用すると仮定した場合のシミュレーションを示すこと。シミュレーションには事業期間と合わせた30年間での総発電量及び自家消費量、二酸化炭素削減量、機器更新費、廃棄費用、維持管理費用を含めた総コストを含むこと。

コ その他

- ・年間あたりの太陽光発電設備による発電量や自家消費量を場内で表示するための設備を設置すること。
- ・事業期間中、年1回月単位の太陽光発電設備による発電量及び自家消費量を市にデータで提出すること。また、必要に応じて30分値を市にデータで提供すること。

(2) 事業実施体制（任意様式）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要

- ・現地調査、詳細協議、予備設計、補助金申請書類の作成等のスケジュール
- ・施設ごとの設備導入工程表
※工程表の作成にあたっては、工程ごとに市の承諾を得るための日数や別紙1の各施設の工事希望時期を考慮すること。
- ・実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を含むもの）
- ・事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 市内に本店を有する事業者の活用

エ 事業期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）と実施体制

- オ 事業者（共同企業体の場合は構成員）の経営状況（3年間）
賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
- カ 工事費、運転管理及び維持管理のためのそれぞれの費用、資金調達を含めた事業資金計画
- キ 故障、緊急時の対応体制図
- ク 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- ケ 事業実施に関する保証
設備の導入及び事業期間中に係る全ての保証内容

(3) 類似業務経歴書（様式8）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（開示が可能で、契約が証明できる部分のみの写しで良い。）

7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書表紙（様式6）を除き、提案者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) A4判を基本とし、ページの通し番号を付すこと。一部A3判の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (3) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- (4) 表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- (5) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (6) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- (8) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めないが、その他の提案があれば独自提案書（様式9）を作成すること。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

ア プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3）、共同企業体協定書（様式3-1）、共同企業体構成員構成表（様式3-2）、会社概要調書（様式4）、参加資格に係る書類：各1部

イ 企画提案書（正本1部、副本3部）

ウ 企画提案書のデータを保存した電子媒体（CD-R）：1枚

(2) 提出期限

ア プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式2又は様式3）、共同企業体協定書（様式3-1）、共同企業体構成員構成表（様式3-2）、会社概要調書（様式4）、参加資格に係る書類

令和6年1月29日（月）16時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和6年1月30日（火）までに結果を通知する。
- ・参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡すること。

イ 企画提案書及びデータを保存した電子媒体（CD-R）

令和6年2月5日（月）16時（必着）

(3) 提出場所

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1 所沢市役所 5階
所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
郵送又は直接持参とする。

9. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書（様式10）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

プロポーザル実施の公表～1月18日（木）16時

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

以下の電子メールアドレスに提出すること。

担当課：所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課

電話番号：04-2998-9133

電子メールアドレス：a9133@city.tokorozawa.lg.jp

(2) 回答

令和6年1月24日（水）までに、ホームページ上に全ての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

10. 企画提案の審査・契約の締結・スケジュール

企画提案は、「所沢市公共施設太陽光発電設備設置事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査する。企画提案内容について確認した後、対面によるプレゼンテーション及び質疑応答の日程等を全ての企画提案者と調整する。

また、審査の実施に際しては事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面又は電子メールにより回答すること。

審査に当たっては、選定委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業予定者として決定する。企画提案者が1者の場合でも審査を実施する。

(1) スケジュール

本プロポーザル実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

項 目	日 程
プロポーザル実施の公表	令和6年1月16日(火)
各施設の図面、構造計算書、各施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報等の提供	プロポーザル実施の公表後速やかに市提供資料に関する誓約書を市に提出
質問受付期間	令和6年1月18日(木) 16時まで
質問への回答	令和6年1月24日(水) まで
プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書等の提出期限	令和6年1月29日(月) 16時まで
参加資格確認通知書の送付	令和6年1月30日(火) まで
企画提案書及びデータを保存した電子媒体(CD-R)の提出期限	令和6年2月5日(月) 16時まで
企画提案書審査(対面によるプレゼンテーション及び質疑応答)	令和6年2月7日(水)
事業予定者の発表(審査結果通知)及び基本協定の締結	令和6年2月中旬
現地調査及び詳細協議	令和6年2月中旬～3月下旬
仮契約締結	令和6年3月下旬
補助金申請	補助金公募開始次第(令和6年3～4月を想定)
本契約	補助金交付決定後

(2) 企画提案書審査(対面によるプレゼンテーション及び質疑応答)

ア 日時

令和6年2月7日(水)

イ 会場

所沢市役所7階研修室(予定)

※日時及び場所の詳細は別途通知する。

ウ 審査の方法

企画提案書を用いた説明とする。企画提案書の内容を要約したスライドの投影は可能とするが、企画提案書に記載のない事項は認めない。

なお、プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。

エ 発表時間

1 企画提案者当たりプレゼンテーション20分、質疑応答10分(予定)。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に令和6年2月中旬に電子メールを送信後、書面を発送する。また、所沢市ホームページにも掲載の予定。

(4) 基本協定の締結

事業予定者による現地調査及び詳細協議、共同で補助事業の申請を行う旨等を定めた基本協定を、選定された事業予定者と締結する。

1 1. 仮契約及び本契約の締結

(1) 仮契約

ア 選定された事業予定者による現地調査及び詳細協議を行い、市は、本事業に係る契約の見積書の徴取相手として仮契約交渉を行う。仮契約締結のための見積の金額は、提案時の金額から変更することも可能とする。ただし、変更となる根拠等を市へ提示することとし、公募時に市が示す上限価格を超えることはできない。また、市は、提案内容を尊重しながら仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることができるものとする。

イ 選定された事業予定者との仮契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手とする。

(2) 本契約

ア 市は、仮契約を行った事業予定者と共同で補助事業に申請する。

イ 補助事業の採択、交付決定を受けた後、事業予定者と本契約を行う。

(3) 共通事項

ア 企画提案書作成から本契約に至るまでの費用は全て事業予定者の負担とする。

イ 選定された事業予定者が、企画提案書等の提出日から本契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については仮契約及び本契約を行わないことがある。

1 2. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 市が提供する図面等の資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

イ 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

- ウ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- オ 提出された企画案その他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類について、所沢市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案から本契約が成立するまでに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整できるものとする。
- (6) 本プロポーザルの参加意思表示後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届(様式11)」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

13. 失格要件

プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書(様式2又は様式3)提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で選定委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、選定委員会が不適切と判断したとき。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・提案内容に具体性があり、かつ妥当であるか ・設備出力及び発電容量の最大化に関する提案があるか	
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か	
	災害等、非常時利用の内容	・実用性の高い提案がされているか	
2. 実施体制	工事遂行能力	・実施体制、施工スケジュールは適切か	
	業務遂行能力	・維持、管理等の実施体制及びメンテナンス計画は適切か	
	事業実施中のリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて想定し、対応できる提案となっているか	
	事業実施に係る保証	・設備の導入、事業期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	
	長期契約における事業継続性についての保証	・事業継続を保証できる提案となっているか	
3. 実績	会社概要	・財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	
4. 電気料金（概算）		・電気料金がどの程度低減されるか	
		・自家消費電力量及び料金単価の算出方法は妥当か	
5. 施工・維持管理	品質管理の提案	・設備の設置、施工方法等に対し、優れた品質管理の提案があるか	
	保障、損害保険	・保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か	
	環境への配慮	・施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策・光害対策等）は妥当か	
6. 地域貢献	地域事業者の活用	・市内に本店を有する事業者を活用しているか	
	地域等への貢献	・地域貢献についての提案がなされているか、市の特性を生かした独自提案となっているか、効果が期待できるか	
7. 独自提案書		・効果的な独自提案があるか	